

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十二(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌	期	首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		期	均	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	繰	上	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
特定株式等の認定	4	第 号	越	計	(13)+(14)	15	
当期積立額	5	円	額	計	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額の計算	6	円	算	期	末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
	7	円	貸	借	対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
	8		差		(18)-()		
	9		当	期	貸借対照表の(15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20	
	10		分	計	当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21	
積立限度超過額	11		前	期	前期末における差額(前期の(19))	22	

P51参照

益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金の額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による(23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日	円	円	円	円	円
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
当期分					
計			円		

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。